

第2次 古河市男女共同参画プラン 後期実施計画

【概要版】
2021～2024



古河市

はじめに

男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において性別や世代にとらわれず、対等な立場でその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、社会全体で取り組むべき課題です。

古河市は、平成19年に「～あなたと私のいきいき古河～男女共同参画プラン」を策定し、平成20年には「古河市男女共同参画推進条例」を制定しました。平成24年には「～あなたと私のいきいき古河～男女共同参画プラン（後期実施計画）」を、平成29年には「第2次古河市男女共同参画プラン」（以下、「基本計画」）を策定しており、これまでの取り組みを検証するとともに、市民の意識や社会経済状況の変化等をとらえ、新たな課題への取り組みを進めていくために、後期実施計画を策定するものです。

計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、「古河市男女共同参画推進条例」第5条に基づく「男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）」として策定されるものです。また、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含みます。

計画の期間

この計画の期間は、令和3年度～令和6年度までの4年間です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、後期実施計画策定を1年ずらして行いました。

第2次古河市男女共同参画プラン 基本理念

この計画の基本理念は、さらなる男女共同参画社会の形成を目指すため、「古河市男女共同参画推進条例」にうたわれている基本理念をもとに、以下のように定めます。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。性別によることなく一人ひとりが個人として能力を発揮し、多様な生き方が選択できる社会づくりを進めましょう。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、性別にとらわれることなく、社会の対等なパートナーとして様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行を見直し、改めていきましょう。

3 政策等への立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる政策や方針などの決定に参画できるようにしましょう。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が互いに協力しあい、家庭生活において、共に家族の一員としての役割を果たしながら、同時に仕事や学習、地域活動ができるようにしていきましょう。

5 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際的協調が求められています。共に地域に生きる人として、理解・交流・協力をしていきましょう。

実施計画重点施策

本計画は、令和3年度から令和6年度までの4年間の後期実施計画です。あらゆる分野に関連する事業の中でも、次の項目を最重要施策として掲げ、取り組んでいきます。

1. 市民との協働による男女共同参画理解の促進

職場や家庭、学校、地域等の様々な分野において、「男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）」等市民と協働し、男女共同参画社会の大切さについて理解を深めます。

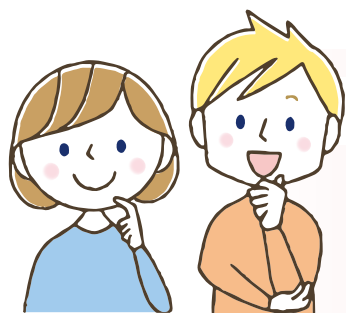


2. 地方創生に向けた女性活躍推進と男性の働き方の見直し

女性の社会進出を促進させるため、男性の働き方等の見直しを行い、男女が互いに責任を分かち合いながら、仕事と家事・育児・介護・地域活動等へ参画できる魅力ある地域づくりに努めます。

3. 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

行政自治会の役員や各種審議会・委員会等への女性の参画を促進します。その他にも市役所の女性職員の管理職への積極的な登用を進めます。

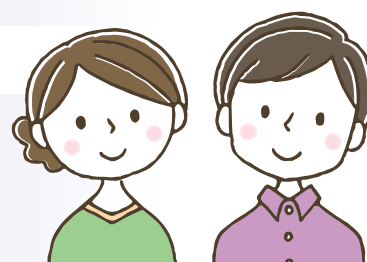


4. 男女共同参画の視点からの市民に安心・安全なまちづくりの推進

男女共同参画の視点から安心・安全な家庭生活や地域活動が送れるよう、防災や防犯対策、子どもや高齢者等への支援を推進します。

5. 配偶者や交際相手等からの暴力の防止と未来への取り組み

配偶者や交際相手からの暴力の根絶に向けた取り組みの強化と、未来の被害者・加害者を生まないための若年層への啓発活動を行います。



基本目標Ⅰ

互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立

1

計画目標

男女共同参画・ダイバーシティ社会の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- 1 男女共同参画施策の総合的推進
- 2 性的マイノリティ等を含めた人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信

2

計画目標

男女共同参画を推進する教育と学習の充実

- 1 学校・保育所等における男女共同参画を推進する教育と学習の充実
- 2 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

3

計画目標

ハラスメント等の暴力の根絶のための施策の推進

- 1 家庭内等におけるあらゆる暴力の根絶
- 2 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- 3 被害者の保護や支援体制の充実



基本目標Ⅱ

いきいきと働ける社会環境の整備

1

計画目標

雇用の場における男女平等の実現

- 1 ポジティブ・アクションによる男女の均等な機会の確保

2

計画目標

地方創生と多様な働き方を可能にする環境の整備

- 1 農業・商工業等の自営業における働きやすい環境の整備
- 2 女性の継続就業の支援
- 3 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

3

計画目標

働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 仕事と生活の両立支援
- 2 仕事と育児・介護の両立のための環境整備
- 3 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 4 男性にとっての男女共同参画の推進

4

計画目標

女性のエンパワーメントの促進

- 1 女性の人材発掘と情報収集・提供
- 2 女性のチャレンジ支援の推進



基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

計画目標

- 1 女性の政治への参画促進
- 2 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用
- 3 市政への男女共同参画の促進
- 4 民間企業における女性の活躍推進



2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

計画目標

- 1 子どもの人権尊重と健やかに育つ環境づくりの促進
- 2 高齢者・障がいのある人等に対する自立支援の促進
- 3 家庭生活における男女共同参画の促進
- 4 地域・社会活動への男女共同参画の促進
- 5 生涯を通じた女性の健康支援
- 6 防災分野における女性参画の拡大と災害時における市民への配慮



3 国際社会への参画促進

計画目標

- 1 国際的協調の推進
- 2 外国人が暮らしやすい環境づくり
- 3 国際理解と国際交流の推進
- 4 国際平和・地球環境保全への貢献

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

1 市民による推進体制の整備

計画目標

- 1 市民ネットワークの推進と活動支援
- 2 団体、地域組織等の活動における男女共同参画の視点への配慮

2 市役所内推進体制の充実

計画目標

- 1 計画の進行管理
- 2 職員の人材育成・職域の拡大・多様な働き方
- 3 男女共同参画に関する意識啓発
- 4 国・県等との連携



基本目標	計画目標	指標項目	現状値※1 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
I 互いの人権の尊重と 男女共同参画の意識の確立	① 男女共同参画・ダイバーシティ社会の視点に立った社会制度・慣行の見直し	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合※2	70.4%	80%
		家庭生活において男女の地位が平等であるとする市民の割合※2	36.4%	50%
		町内会や自治会等において男女の地位が平等であるとする市民の割合※2	32.4%	50%
		社会通念や慣習において男女の地位が平等であるとする市民の割合※2	22.1%	50%
	② 男女共同参画を推進する教育と学習の充実	父親の家庭教育イベント等への参加(人)	新規	80人
		「理科に関心がある」と回答した児童の割合※3	85.2%	87%
	③ ハラスメント等の暴力の根絶のための施策の推進	新規DV相談件数	46件	根絶を目指す
これまでに配偶者や交際相手から身体的暴力を受けたことがある市民の割合※2		17.7%		
II いきいきと働ける 社会環境の整備	① 雇用の場における男女平等の実現	職場において男女の地位が平等であるとする市民の割合※2	29.7%	50%
	② 地方創生と多様な働き方を可能にする環境の整備	農業家族経営協定締結戸数	126戸	150戸
		待機児童の解消※4	6人	0人
	③ 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	休日保育実施保育所数	2カ所	2カ所
		子育て支援拠点の設置数	9カ所	9カ所
		事業所における男性の育児休業取得率	新規	9%
		介護支援講座の開催回数及び参加人数	0人※5	12回 240人
	④ 女性のエンパワーメントの促進	女性人材バンク登録人数	8人	15人
		創業支援セミナー等における女性の参加人数	8人	10人

※1 現状値については毎年HP等で年次報告として公表します

※2 古河市男女共同参画に関する意識調査(令和2年度)

※3 理科に関するアンケート(令和3年2月実施)

※4 令和2年10月1日現在

※5 コロナ対策のため中止



基本目標	計画目標	指標項目	現状値※1 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
Ⅲ あらゆる分野における 男女共同参画の推進	① 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	各種審議会・委員会等における女性委員の占める割合	24.4%	35%
		女性委員不在の審議会・委員会の数	1	0
		市民公募を行っている審議会・委員会の数	8	10
	② 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	男性を対象とした料理教室等の生活講座数	0講座※5 (開催無し)	3講座
		妊婦健康診査受診率(14回分平均)	81.8%	(第1回)100% (第2~14回)80%
		避難所担当職員における女性職員の割合	新規	40%
		自治会長、行政区長に占める女性の割合	5.4%	6%
		消防団員に占める女性の人数	8人	15人
	③ 国際社会への参画促進	日本語教室の新規申込み者数	0人※5	140人
		行政情報の提供・行政手続案内の多言語対応	8カ国語	9カ国語
		ごみ分別表の外国語表記数を増やす	5カ国語	6カ国語
	Ⅳ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実	① 市民による推進体制の整備	男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)登録団体・個人数	団体27 個人16
地区コミュニティ団体数			19団体	20団体
男女共同参画出前講座			0講座※5	3講座
② 市役所内推進体制の充実		市役所の管理職員のうち女性職員の割合	21.0%	30%
		市役所の男性職員の育児休業取得率	0%	30%
		市役所の男性職員の看護休暇取得率	38.6% (17/44)	45%



古河市男女共同参画都市宣言

^{わたらせ}
渡良瀬の悠久の流れをのぞみ

万葉の歴史と文化の薫りただようまち ^{こがし} 古河市

わたしたちは このまちに暮らし

集うすべての^{ひと}男女が互いに尊重し合い

ともに手をたずさえ

一人ひとりが自分らしく輝き

心豊かに生活できる社会の実現をめざし

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成21年2月7日

古河市

第2次古河市男女共同参画プラン 後期実施計画【概要版】

発行：令和3年11月

編集：古河市 市民部 市民協働課 人権・男女共同参画室

〒306-0291 茨城県古河市下大野2248番地

TEL 0280-92-3111(代表)